



別記第12号様式(第11条第1項関係)

令和6年度街路灯設置費等補助金実績報告書

令和6年11月29日

(宛先) 函館市長

申請者  船見町第一町会
会長 大井 康夫

令和6年9月30日函市民をもって補助金の交付決定を受けた街路灯の設置等に係る補助事業は、令和6年11月28日完了したので、函館市街路灯設置費等補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定通知額	299,000 円
補助金領収済額	0 円
補助金領収未済額	299,000 円

街路灯設置費等補助金積算・内訳書

1. LED街路灯

施工工事費（消費税を含む金額）（A）						397,430 円	
（A）× 8.5/10（円未満切り捨て）①						337,815 円	
限 度 額							
種 別	工 事 区 分	ワット数	1灯当たりの 限度額		灯 数	計	
L E D 灯	・新設 取替	灯柱含む	9 w	108,000 円	×	2 灯 =	216,000 円
		灯具のみ	w	39,000 円	×	灯 =	円
		灯柱のみ		83,000 円	×	1 本 =	83,000 円
		灯具移設		21,000 円	×	灯 =	円
	・新設 ・取替	灯柱含む	w	108,000 円	×	灯 =	円
		灯具のみ	w	39,000 円	×	灯 =	円
		灯柱のみ		83,000 円	×	本 =	円
		灯具移設		21,000 円	×	灯 =	円
	・新設 ・取替	灯柱含む	w	108,000 円	×	灯 =	円
		灯具のみ	w	39,000 円	×	灯 =	円
		灯柱のみ		83,000 円	×	本 =	円
		灯具移設		21,000 円	×	灯 =	円
合 計 ②						299,000 円	
補 助 金 額 ③（①と②のうち少ない額）						299,000 円	

2. 灯柱の撤去（※取替時に生じる撤去は除く）

施工工事費（消費税を含む金額）（B）						円
（B）× 5/10（円未満切り捨て）④						円
限 度 額						
灯柱の撤去 ⑤			30,000 円	×	灯 =	円
補 助 金 額 ⑥（④と⑤のうち少ない額）						円

補 助 金 額 合 計（③+⑥）						299,000 円
------------------	--	--	--	--	--	-----------



別記第12号様式（第11条第1項関係）

令和6年度街路灯設置費等補助金実績報告書

令和7年2月19日

（宛先）函館市長


申請者 船見町第一町会
会長 大井 康夫

令和7年2月7日函市民をもって補助金の交付決定を受けた街路灯の設置等に係る補助事業は、令和7年2月13日完了したので、函館市街路灯設置費等補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定通知額	39,000円
補助金領収済額	0円
補助金領収未済額	39,000円

街路灯設置費等補助金積算・内訳書

1. LED街路灯

施工工事費 (消費税を含む金額) (A)						59,620 円	
(A) × 8.5 / 10 (円未満切り捨て) ①						50,677 円	
限 度 額							
種 別	工 事 区 分	ワット数	1灯当たりの 限度額		灯 数	計	
L E D 灯	・新設 ・取替	灯柱含む	w	108,000 円	×	灯 =	円
		灯具のみ	9 w	39,000 円	×	1 灯 =	39,000 円
		灯柱のみ	/	83,000 円	×	本 =	円
		灯具移設	/	21,000 円	×	灯 =	円
	・新設 ・取替	灯柱含む	w	108,000 円	×	灯 =	円
		灯具のみ	w	39,000 円	×	灯 =	円
		灯柱のみ	/	83,000 円	×	本 =	円
		灯具移設	/	21,000 円	×	灯 =	円
	・新設 ・取替	灯柱含む	w	108,000 円	×	灯 =	円
		灯具のみ	w	39,000 円	×	灯 =	円
		灯柱のみ	/	83,000 円	×	本 =	円
		灯具移設	/	21,000 円	×	灯 =	円
	合 計 ②						39,000 円
	補助金額 ③ (①と②のうち少ない額)						39,000 円

2. 灯柱の撤去 (※取替時に生じる撤去は除く)

施工工事費 (消費税を含む金額) (B)						円
(B) × 5 / 10 (円未満切り捨て) ④						円
限 度 額						
灯柱の撤去 ⑤			30,000 円	×	灯 =	円
補助金額 ⑥ (④と⑤のうち少ない額)						円

補助金額合計 (③+⑥)						39,000 円
--------------	--	--	--	--	--	----------